

福祉用具貸与価格適正化推進事業 「福祉用具届出システム」に関するQ & A集

NO.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
1		○	届出の必要性	当社は福祉用具貸与サービスを行っておりますが、取扱っている製品について、届出する必要はありますか？	福祉用具の届出は、福祉用具製造・輸入事業者が行うものです。（T A I Sコード未登録の用具についてのみ届出していただくことになります。） ※貸与サービス事業者が届出するものではないことにご留意ください。	手引きP2 ●届出を行う者	
2		○	届出の必要性	届出にあたって、特に注意すべき事項を教えてください	届出が必要な福祉用具は、介護保険の貸与に係る用具です。（販売は不要） 下記の留意事項をご確認ください。 ①既にT A I Sに登録しており「5桁-6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている福祉用具は届出不要です。 ②また、現在T A I Sコードを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リスト（商品コード一覧）として協会HPに掲載しますのでご確認ください。 ③当面の間、暫定的な商品コードの使用が認められていた「99999-999999」については、平成30年5月貸与分までとなります。 従いまして、「99999-999999」の商品コードにより、これまでの間、貸与サービスや介護給付費の請求を行っていた用具につきましては、今般、T A I Sコードか届出コードのいずれかを取得する必要がありますのでご注意ください。	手引きP2 厚労省の文書 ※当該リスト 当該リストには、「現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具」をメーカー毎に掲載しております。 協会HPを参照してください。	
3		○	届出の必要性	当社では既に用具の製造や販売を行っていません。届出はどうしたら良いのでしょうか？	①いつまで製造・販売されておりましたか？ ②介護保険における貸与サービス事業者におかれましては、「T A I Sコード」又は「届出コード」のいずれかのコードを有した福祉用具でなければ介護給付費請求の際に返戻されることとなります。つきましては、貸与サービス事業者からの要請などに応じて、届出をお願いします。 ※状況に応じて、当該リストを確認すること。	当該リスト 厚労省の文書	
4		○	届出の必要性	当社の製品が貸与されているか不明なのですが、届出はどのように対応すれば良いのでしょうか？	①T A I S登録はされていますか？ ②介護保険における貸与サービス事業者におかれましては、「T A I Sコード」又は「届出コード」のいずれかのコードを有した福祉用具でなければ介護給付費請求の際に返戻されることとなります。つきましては、貸与サービス事業者からの要請などに応じて、届出をお願いします。	厚労省の文書	
5		○	届出の必要性	過去、T A I Sコードに登録していた用具について、今回、届出する必要はあるのでしょうか？	現在T A I Sコードを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具は届出不要です。 当該リストで確認してください。 介護保険における貸与サービス事業者におかれましては、「T A I Sコード」又は「届出コード」のいずれかのコードを有した福祉用具でなければ介護給付費請求の際に返戻されることとなります。つきましては、貸与サービス事業者からの要請などに応じて、届出をお願いします。	当該リスト 厚労省の文書	

福祉用具貸与価格適正化推進事業 「福祉用具届出システム」に関するQ & A集

NO.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
6	○		届出方法	新しく届出する方法について教えてください	当協会のHP上にある「福祉用具届出システム（専用サイト）」にアクセスし、WEBから届出を行ってください。 届出に必要な情報を予め準備する必要があります。詳しくは、届出の手引きP4を参照してください。	当協会HP 手引きP4	
7	○		届出の期間	毎月1日～10日以外は受付られないのでしょうか？	受付は随時行っていますが、原則、毎月10日までに受け付けた申請を翌月1日に公表します。 例えば、第1回目となる「平成30年6月貸与分」（6月1日公表分）についての届出期間は、平成30年4月17日～5月10日となります。 当協会では、届出された用具について、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等についての内容確認を行い、原則、翌月の1日にコード表をHPにて公表することといたします。 但し、本届出システムから管理システムヘデータを移行する時間帯及び、定期的に行うメンテナンスの期間等については、一時的に本届出システムはクローズされます。	手引きP2、5 厚労省の文書	
8	○		届出の判断	TAISコードと届出コードの両方取得することは可能でしょうか？	1つの商品に対して1つのコードの付与となるため、同時に両方のコードを取得することはできません。 TAISコード又は届出コードのいずれかのコードを取得してください。 TAISコードを取得していれば、届出コードを申請する必要はありません。	厚労省の文書	
9	○		新製品の取扱い	発売予定の福祉用具について、届出は可能でしょうか？	発売前の商品を届出することはできません。（販売開始後の製品となります。）		
10	○		TAIS登録	これを機にTAIS登録をしたい	TAISは常時受付しております。詳しくは協会HPをご確認ください。 毎月10日までに申請のあったものを原則翌月1日に協会ホームページにアップします。 また、当該製品が保険給付の対象となるか否かについての当協会判断につきましても、平成30年度より毎月行うことといたしました。	協会HP参照	
11	○		TAIS登録	これを機にTAISコードを削除したい	現在TAIS登録されている用具は、来年3月31日まで掲載可能ですが、それでも直ぐに削除されますでしょうか？ ※削除する場合、お手数ですがFAXにて該当する用具をご連絡ください。なお一旦削除したデータを、削除前の状態に戻すことはできませんので、ご注意ください。		

福祉用具貸与価格適正化推進事業 「福祉用具届出システム」に関するQ & A集

NO.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
12	○		TAIS登録	TAISコードを削除した場合、届出コードを取得する必要がありますでしょうか？ また公表される商品コード一覧には掲載されますでしょうか？	介護保険における貸与サービス事業者におかれましては、「TAISコード」又は「届出コード」のいずれかのコードを有した福祉用具でなければ介護給付費請求の際に返戻されることとなります。つきましては、届出コードの取得をお願いします。 また、 <u>TAISから削除した用具は、翌月のコード一覧から削除されます。</u> 一旦削除したデータを、削除前の状態に戻すことはできませんので、ご注意ください。	厚労省の文書	
13	○		メーカー不明	貸与している福祉用具のメーカーが分かりません	仕入先等に問合せメーカーを確認・特定してください。 なお、現在TAISコードを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績があった福祉用具については、届出を不要とします。そのリストは当該リストとして、協会HPに掲載しますのでご確認ください。		
14	○		メーカー不明	貸与している用具のメーカーが既に廃業しています。この場合の届出はどうしたらよいでしょうか？	①これまでのサービス提供実績は？過去にTAIS登録されていた用具でしょうか？（まずは当該リストにて確認してください。） ②当該リストに無い場合、「当該メーカーが廃業している旨を確認できる資料」と「商品名・型番・貸与価格のリスト」を事務局までFAXにてお知らせください。 ③事務局にて個別の対応を検討いたします。		
15	○	○	OEM製品について	特定メーカーの製品を貸与サービス事業者がOEM商品として取り扱っている場合貸与サービス事業者が届出することは可能でしょうか？	供給するメーカーとOEM契約を締結し、PL法の製造物責任を負う貸与サービス事業者であれば、届出は可能です。 届出にあたって、以下の3点を確認させていただきます。 ●製造物責任を負っていることの確認 ●当該製品に自社（申請）名を表示した写真又はカタログ、取扱説明書等 ●OEM供給を行っている製造事業者の名称	手引きP4	
16	○	○	商品コード一覧	商品コード一覧は、いつどのような形で公表されるのでしょうか？	原則、届出をした翌月の1日にTAISコードと合わせて、協会HPから公表する予定です。	手引きP2、5 厚労省の文書	
17	○	○	商品コード一覧	届出の申請を行ったものは全てコードが付与されるのでしょうか？ また、公表されるコード一覧の取扱いについて、留意すべき事項があれば教えてください	届出申請された内容につきましては、指定した内容の記載や添付書類が整っているか、また、既に登録されている商品ではないか等について、協会にて内容確認させていただきます。 記載内容や添付書類等に不備がある場合には、コード表への掲載を延期又は見合わせる場合があります。 また、一旦コード表に掲載された用具であっても、当該届出を行った企業のホームページやカタログ又は他者からの告知等により、届出している内容と異なる情報、さらには事実と異なる状況等が確認された場合には、コード表から削除させていただきます。	手引きP2 届出に必要情報は手引きP4	
18	○		TAISの登録期限	TAISコードの登録期限について教えてください	TAISコードは年間を通じて、常時受付しております。 毎月10日までに書類提出されたものについて、内容確認のうえ不備等がなければ、翌月1日には、協会HPにて公開いたします。	協会HP参照	

福祉用具貸与価格適正化推進事業 「福祉用具届出システム」に関するQ & A集

NO.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
19	○	○	届出の代行	届出システムへの入力事務を貸与サービス事業者等に行わせても良いでしょうか？	届出の手続きは、当該製品の福祉用具製造・輸入事業者が必ず行ってください。 ※貸与サービス事業者から届出された情報は、無効となりますのでご注意ください。		
20	○	○	平均価格等の公表について	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限額の公表時期について	(平成30年4月17日付)厚労省発出の文書(4. その他)にもありますように、「本年7月を目途として、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定しています(貸与件数が月平均100件未満の商品を除く。)」とされています。	厚労省の文書	
21	○	○	上限の適用について	公表した貸与価格の上限の適用時期について	(平成30年4月17日付)厚労省発出の文書(4. その他)にもありますように、「公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分から適用することとしています」とされています。	厚労省の文書	

注) 掲載している内容は、発行日現時点のものです。今後、変更する場合があります。ご了承ください。